

## 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

我が国では、首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震や、それに伴う津波被害のほか、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害等の大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受け、被災自治体は速やかに復興まちづくり事業に取り組むことになる。特に、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として、他分野の事業に先立って実施する必要がある。早期の復興まちづくり計画の策定や着実な事業の実施が求められる。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国は特別の必要があるときは復興の基本方針を定めるとともに、都道府県においても復興方針を定めることができ、市区町村も復興計画を策定することができる。そのため、国土交通省では地方公共団体の復興まちづくりの目標や手順等の指針となる事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインを策定している。

しかしながら、地方自治体の事前復興まちづくり計画の取組状況は、復興の体制や手順の検討にとどまっているのが現状である。被災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害時を想定し、復興体制や手順の検討、土地・建物の利用状況等の整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興の事前準備に取り組むことが重要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、防災・安全交付金の拡充や地方自治体に対する技術的助言の強化など、事前復興まちづくり計画の策定に向けた更なる支援の強化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年3月27日

江東区議会議員 釘 先 美 彦

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
国土交通大臣  
復興大臣



宛て